

食農ボランティア活動支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、食農ボランティア活動支援要綱に定められた、食農ボランティア登録事業及び食農ボランティア活動助成事業の手続き等の事業実施について必要な事項を定める。

(食農ボランティア登録対象者)

第2条 食農ボランティア登録対象者は次の各号に定める基準を満たすものとする。

- (1) 神戸市内に在住もしくは神戸市内で活動していること。
- (2) 農業に関する専門的な知識・技術(資格、経験等)を有し、ボランティアとして学校教育や地域活動の場等で食農ボランティア活動を行うこと。
- (3) 氏名、連絡先等が記載された登録情報を神戸市ホームページ、広報誌等を通じて市民に発信することに同意すること。
- (4) 営利目的でないこと。

(食農ボランティア登録申請書の提出)

第3条 食農ボランティアへの登録を希望する者は、市長の定める期日までに登録申請書(様式1号)を提出しなければならない。

(食農ボランティア派遣申請書の提出)

第4条 食農ボランティアの派遣を希望する者は、市長が定める期日までに派遣申請書(様式2号)を提出しなければならない。

(食農ボランティア活動情報発信)

第5条 市長は、食農ボランティア登録情報およびその活動情報を、神戸市ホームページ、広報紙等を通じて市民に発信するものとする。

(食農ボランティア活動助成事業対象者等)

第6条 食農ボランティア活動助成事業の対象者は食農ボランティアに登録している個人、団体、法人等とする。

(食農ボランティア活動助成事業計画書提出)

第7条 食農ボランティア活動助成金交付を希望する者(以下「事業主体」は、事業着手概ね1ヶ月前までに実施計画書(様式3号)を市長に提出しなければならない。

(食農ボランティア活動助成金の交付決定)

第8条 市長は、計画書を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定し、交付決定通知書(様式4号)により事業主体にその旨を通知するものとする。

(食農ボランティア活動事業完了の報告)

第9条 事業主体は、事業完了後速やかに、次に掲げる書類を添えて完了報告書(様式5号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書
- (2) 事業実施写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(食農ボランティア活動助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条の完了報告書を受理し、その内容を審査し、適当と認めた場合は、助成金の額を決定し、助成金交付確定通知書(様式6)により申請者に通知するものとする。

(食農ボランティア活動助成金の請求)

第11条 事業主体は、前条の助成金確定通知書を受けたときは、速やかに助成金請求書(様式7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、助成金交付確定通知を行った事業主体からの請求に基づき、助成金を交付するものとする。

(食農ボランティア活動助成対象経費)

第13条 助成金の対象となる経費は別表1に掲げるとおりとする。ただし、国・兵庫県・農協等による他の補助金・助成等をすでに受けている経費は対象外とする。

(助成金額および限度額)

第14条 助成金額および助成限度額は別表1のとおりとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、助成金の内容等必要な事項については、経済観光局長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和2年年4月1日から施行する。

様式集一覧

様式1号 こうべ食農ボランティア登録申請書

様式2号 こうべ食農ボランティア派遣申請書

様式3号 こうべ食農ボランティア活動助成事業実施計画書

様式4号 こうべ食農ボランティア活動助成事業交付決定通知書

様式5号 こうべ食農ボランティア活動助成事業完了報告書

様式6号 こうべ食農ボランティア活動助成事業交付確定通知書

様式7号 こうべ食農ボランティア活動助成事業助成金請求書

その他 こうべ食農ボランティア登録票

別表1 助成対象一覧

事業名	助成対象経費	内訳	備考
講師派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体験等に要する資材 	<ul style="list-style-type: none"> ●栽培体験 <ul style="list-style-type: none"> ・ 種苗 ・ 土壌改良資材 ・ 農薬 ・ 資料費 ・ 使用料 ●加工体験 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料費 ・ 資料費 ●講演 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料費 	<p>1 団体（個人、法人）において、年間事業費の 1/2 以内とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。（ただし、交通費は全額支給とする）</p> <p>また、年間助成上限額は、交通費を含めた総額で50 千円とする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通費 	<p>自宅から会場までの交通費</p>	
体験受入事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体験等に要する資材 	<ul style="list-style-type: none"> ●栽培体験 <ul style="list-style-type: none"> ・ 種苗 ・ 土壌改良資材 ・ 農薬 ・ 資料費 ・ 使用料 ●加工体験 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料費 ・ 資料費 	